

Title	反発と受容：蘭領東インドにおける憎悪扇動規定をめぐって
Sub Title	Repellence and Acceptance : Haatzaaiartikelen and Indigenous Elites' Perceptions in the Netherlands Indies
Author	山本, 信人(Yamamoto, Nobuto)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1997
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.70, No.3 (1997. 3) ,p.43- 84
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19970328-0043

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

反発と受容

——蘭領東インドにおける憎悪扇動規定をめぐって——

山 本 信 人

- 一 はじめに
- 二 傾 向
- 三 反 発
- 四 受 容
- 五 おわりに

東インド刑法典

第五章 公共秩序違反に関する規定 (Misdrijven tegen de openbare orde)

一五四章

何人たりとも、オランダ政府もしくは東インド政府に対して、敵意 (vijandschap)、憎悪 (haat) あるいは非難 (minachting) という感情 (gevoelens) を公に表明したり (opwekt)、扇動した (bevoordert) 場合は、最長七年間の禁固刑もしくは最大三〇〇ギルダーの罰金刑に処する。

一 はじめに

一九〇六年、蘭領東インドに「報道、表現の自由」に関する法令が発令され、二〇世紀初頭からはじまっていた倫理政策の一環として、それまでの抑圧的センサーシップから予防的センサーシップへと規制が変更された。しかし、一九一〇年代、二〇年代、東インドでは初期インドネシア民族運動が昂揚していた。なかでも、一九一二年にスラカルタにて結成されたイスラーム同盟は民族主義的運動に新局面をもたらした。「イスラーム」と「進歩」によって意味づけられた運動は、ただちに大衆へと伝播、拡散し、最高時には会員二〇〇万人を超える勢いを誇った。この時代は、「運動の時代」とも呼ばれ、そこにおける政治とは、何よりも書きコトバ（＝新聞）と話コトバ（＝演説）による説得の政治であった。⁽²⁾

民族運動の昂揚・拡散という事態に対し、一九一四年に東インド植民地政府は、「筆禍・舌禍罪に関する規定」(Pens-en Spreekdelicten)である、東インド国家刑法典一五四条から一六一条を制定した。一連の条文は、植民地政府が新聞、集会を監視下におき、規制することを目的とし、民族運動指導者、ジャーナリストの活動を制限する法として機能していた。これらは東インドでは、俗に「憎悪扇動規定」(hatzaaiaitkelen)と呼ばれていた。制定直後から、「これらは、東インドのジャーナリストと運動家のあいだでもっとも知られている (banjak terkenal) 法律である」との認識が広く流布するようになる。⁽³⁾

憎悪扇動規定をめぐるのは、奇しくもスマウン (Semaen : 1899-1972) とパラダ・ハラハップ (Parada Harahap : 1899-1959) という同世代の運動指導者、ジャーナリストが対照的な言説を残している。スマウンは東インドにおける初期民族運動の代表的左派指導者のひとりであり、パラダ・ハラハップは植民地時代を代表する原住民ジャーナリストであった。スマウンは憎悪扇動規定に対して反発し、対決的言説を示していたのに対し、パ

ラダ・ハラハップは刑法典に象徴される植民地秩序をそれとして受容した態度をとった。なぜ同世代の運動指導者、ジャーナリストが正反対ともいえるような態度を憎悪扇動規定に対して示したのか。そのことによって、新聞と原住民運動との関係に変化は生じたのか。本稿の目的は、「憎悪扇動規定」に対する原住民エリートの認識に焦点をあて、その中味と変遷をとおして、植民地秩序定着過程とインドネシア・ナショナリズムの変遷の一端を解明することにある。

これまで憎悪扇動規定に関する直接の研究は存在しないが、インドネシア民族運動研究ではしばしば言及されている⁽⁵⁾。民族運動が主体となっている文脈での扱われ方からは、当然のことながら、抑圧的な東インド国家の対インドネシア民族運動政策の一環としての側面が前面に浮かび上がってくる。とくに筆禍事件 (Pardelict) は、運動の時代の象徴として、また東インド国家の抑圧的役割・機能の象徴として位置づけられている。しかし、従来の研究では、奇妙なことに植民地国家形成過程における各種法律に関するものが極めて少ない。情況は筆禍事件、憎悪扇動規定についても同様である⁽⁶⁾。東インド国家の植民地国家としての形成過程が各種制度の確立、法の制定と運用に現われるのならば、社会の秩序と安寧維持のために制定された憎悪扇動規定のごとく重要な法律に関する問題、とりわけ当該法に対する原住民エリート、運動指導者たちの認識に焦点を絞る作業は、植民地秩序浸透についての理解を深めることに繋がる。

二 傾 向

憎悪扇動規定により、一九一〇年代から二〇年代初頭にかけて、多数の原住民ジャーナリスト兼活動家たちが投獄され、罰金刑に処された。憎悪扇動規定制定の翌年一九一五年はじめには、『激動の世界』(Doenia Berge-

ruk) 紙上で「声による闘い」を展開していたマス・マルコ (Mas Marco Kartodikromo) が、憎悪扇動規定にもとづき逮捕、投獄された⁽⁷⁾。その他にも、しばしば憎悪扇動規定により告発、投獄されたのは、スマウン、ダルソノ (Darsono)、アブドゥール・ムイス (Abdoel Moeis)、グナワン (S. Goenawan) とつた。「運動の時代」を駆けめぐっていた運動活動家たちであった。かれらはまた、『東インドの光』(Sinar Hindia)、『若者』(Kaodem Moeda)、『東インドの使者』(Oetoesan Hindia)、『均衡』(Neratia) とつた、急進的民族主義新聞とみなされていた新聞の編集長、編集員などであった。当時、新聞、集会は運動の形式として定着していた。活動家の大半はジャーナリストであり演説家でもあったために、植民地当局者に見れば、新聞と集会を包囲する憎悪扇動規定によって筆禍・舌禍事件を引き起こした「扇動家」たちを一網打尽することが可能であった。

ここで、憎悪扇動罪のうち筆禍事件の件数の傾向をつかむに、一九一七年以降植民地官僚の必読誌となった『原住民ならびに華人マレー語新聞概観』(Oerzicht van de Inlandsche en Maleisch-Chineesche Pers, 以後 IPO と略記) に掲載された件数を抽出してみよう。IPO とは、現地語新聞をモニターしコントロールする目的で、バライ・プスタカ (Balai Peustaka, 民衆文化局) により一九一七年から発行され、主要現地語新聞の記事内容を約をオランダ語に翻訳のうえ掲載する週間誌であった。IPO を一読するだけで、オランダ人植民地官僚にとってみれば、植民地政府にとっての危険人物、問題とされている事柄、場所を把握することができた。

付表「IPO 掲載分筆禍事件関連記事一覧」は、IPO に掲載された筆禍事件に問われた人物名を抽出し、IPO ならびに現地紙掲載号、年月日をまとめたものである⁽⁹⁾。ここに抽出した筆禍事件関連記事は一九一七年から一九二九年までになっているが、これについては説明が必要となろう。まず、一九一七年以降に限定する理由は、第一に、IPO の発行開始が同年であった。第二に、それ以前の一九二二年から一七七年にかけては、オランダ人植民地官僚のために現地語新聞のオランダ語要約を掲載していた雑誌として『植民地概観』(Koloniaal Tijdschrift-

まが刊行されていたが、そこには筆禍事件関連記事は一切掲載されていない。また、一九二九年で付表が終了している理由は、同年をもって、IPOには筆禍事件関連記事が掲載されることはなくなったためである。興味深い点は、一九一七年から二九年までは、現地語新聞モニターというバライ・プスタカの政治的活動がもつとも活発であった時期とも重複する点である。ここから、IPOと筆禍事件との関連性を類推することができる。⁽¹⁰⁾

筆禍事件関連記事の大半は、ある新聞発行に携わっている編集者、編集員などが筆禍事件にかかったという内容である。なかには、何の背景説明、解説もつけずにその事実のみ淡々と記しているものもある。しかし、植民地当局者にとつての「危険人物」「要注意人物」については、筆禍事件、裁判(判決)、出獄という一連の過程がその都度、現地紙およびIPO誌上に「報告」される。そのため、数ヶ月に一度の割で断続的に関連記事が掲載される。例としては、先述のスマウン、ダルソノ、グナワンのみならず、パルリンドウングン(Soetan Parlindoenyan)‘モハムド(Z. Mohamad)’スフルーテルカンプ(Schreutelkamp)‘チルトダヌジヨ(Tirtodanoedjo)’パドマウイガンダ(Mas Atie Padmawiganda)‘マナブ(Manap)’パルトアトモジヨ(S. Partoatomodjo)‘ルヒス(Abdul Hamid Loebis)などの場合がそうである。通常、自社の編集長、編集員、嘱託ジャーナリストの筆禍事件関連記事を掲載する。興味深い点は、付表にも散見されるように、他新聞関連個人に対する筆禍事件記事を扱っている場合があることである。たとえば、一九一九年のダルソノ筆禍事件の場合、『人民の声』、『東インドの使者』(Oetoesan Hindia)‘均衡』、『東インドの光』の四紙が報道記事載せている。ここからは、この四紙が相互に関連しているあるいは近い関係にあることが分かる。

付表「IPO掲載分筆禍事件関連記事一覧」は、あくまでIPO誌上に掲載された筆禍事件を抽出しただけのものである。したがって、かならずしも筆禍事件の全容を反映しているわけではなく、むしろ実数はこの数倍にのぼると考えられる。しかし、この表は筆禍事件に対する植民地国家の関心の移り変わりを図る目安とはなる。こ

ここからはいくつかの傾向を読みとることが出来る。第一に、筆禍事件は一九一〇年代末から二一年までのあいだに頻繁に発生した。一九一八年には一六名、一九年に二三名、二〇年と二一年が一二名というように、一九一〇年代末から二二年までは、年間十数名のジャーナリスト兼運動家が筆禍罪の嫌疑をかけられ、罰金を支払ったり、実際に投獄されていた。しかも IPO 誌上における筆禍罪関連記事数は、筆禍罪嫌疑から判決、投獄、出所の記事までも含まれるために、数倍に膨れあがる。過激化する民族運動に対する監視が強まると比例する形で、筆禍罪に関する新聞記事も増加した。ところが、第二に、一九二二年を境に、めっきり筆禍罪に関する記事が IPO 誌上を賑わすことはなくなった。二二年の九人を最高に、以降はすべて一桁代である。一九二八年にはふたたび九人に増加しているが、これは一九二六、二七年に西ジャワ、西スマトラで勃発した共産党反乱後の反動である。この「事件」と前後して、刑法一五三条にはふたつの補遺規定 (Uitver. 153 bis) が追加された。刑法規定強化が筆禍事件の増加に繋がったとしても、それは二七年以降のことであり、一五三条補遺規定の追加では一九二二年時点における筆禍事件関連記事の減少は説明できない。

重要なのは、筆禍罪に関する記事の全容ではないとはいえ、当時の時代状況を勘案すると、一九二二年を境にした筆禍事件関連記事の減少には、かならずしも明確な説明を与えることは容易ではない。一九二一年に就任した東インド総督フォック (Dirk M.G. Fock) のもと、民族運動に対する取締、締めつけが厳格になっていた。フォックは前任者スティルム (van Limburg Stirum) と較べると保守的であり、政治的にも企業レベルでも原住民組織の成長には関心を示さなかった。加えて、二一年半ばから二三年にかけての時期は、世界経済不況の煽りを東インドも受けるようになり、緊縮財政への政策転換を余儀なくされていた。これらの要因のために、フォックは五年間の任期中、原住民組織、運動を制限する抑圧的な法律をいくつも制定した。典型的事例としては、一九二三年に制定・実施された原住民労働者のストライキ禁止をうたった刑法一六一条補遺規定 (161 bis) があ

る。また、この時期、前二代の総督時代のごとく原住民問題顧問官の意見には重きがおかれなくなり、その代わり警察機構の充実に力が注がれ、かれらの意見が重視されるようになった。

一九二〇年代前半、東インドには「反動の時代」が訪れていたものであり、その文脈では筆禍事件関連記事がむしろ増加傾向にあるのならば理解はしやすい。同時期、活字文化に対するセンサーシップは、一九一八年以降のバライ・プスタカの出版活動、良質図書普及運動の拡大により、確実に強化されていった。¹¹⁾しかし、実態としては、一九二二年以降逆にIPO誌上における筆禍事件の数は減少していった。

この「矛盾」を理解するためには、植民地国家の対応、政策から視点を移し、政策の受け手である東インド住民の認識や対応の変化に目をむける必要がある。つまり、IPO誌上における筆禍事件関連記事減少の理由をセンサーシップの強化に求めるのではなく、言説生産者である書き手、ジャーナリスト側の姿勢の変化から説明してみようとする試みである。センサーシップ強化の目的は「危険な」言説の監視、抑圧、追放にある。この立場では、「危険な」言説の減少自体を直接的に説明することはできない。抑圧のために、かえって反発が強まる可能性も否定できないからである。しかし、発想を転換してみると、「危険な」言説の減少が筆禍事件数減少をもたらしたと考えることも可能であり、これならば先述の「矛盾」を比較的容易に解決することができる。換言すると、ジャーナリストの言説が東インド国家のセンサーシップの範囲内におさまるようになり、ことさらに筆禍罪の対象として取り締まる必要もなくなった。だとすると、ここで問題になるのは、何がジャーナリストの言説に変化をもたらしたのかという点である。

そこで、次節以降では、憎悪扇動規定をめぐり、原住民運動指導者、ジャーナリストはいかなる言説と対応を示していたのかを、スマウンとバラダ・ハラハップの具体的発言をとおして説明してゆきたい。

[付表] IPO 掲載分筆禍事件関連記事一覧

氏名 (職名)		
	記事掲載日	新聞名、IPO の番号、発行年
Pandmawiganda (redacteur Medan Rajat & Hindia Moeda)		
	17/12/17	Neratja, Kaoem-Moeda in IPO no 51, 1917
Soetan Andomo (redacteur Tjahaja Sari Tjermín)		
	18/12/17	Oetoesan-Melajoe in IPO no 52, 1917
Soetan Parlindoengan (hoofdredacteur Pewarta Deli)		
	11/2/18	Pewarta Deli in IPO no 7, 1918
	15/5/18	Pewarta Deli in IPO no 21, 1918
	20/9/18	Pewarta Deli in IPO no. 39, 1918
	12/10/18	Pewarta Deli in IPO no 41, 1918
J.C. Weijde Muller (hoofdredacteur Warna Warta)		
	4/4/18	Warna Warta in IPO no. 14, 1918
	11/5/18	Sin Po in IPO no 19, 1918
	23-25/5/18	Warna Warta in IPO no. 21, 1918
	10/7/18	Warna Warta in IPO no 28, 1918
Semaoen (redacteur Si Tetap)		
	13/4/18	Djawa Tengah in IPO no 15, 1918
<i>Benih Merdeka</i> (hoofdredacteur)		
	13/4/18	Benih Merdeka in IPO no 16, 1918
	16/4/18	Andalas in IPO no. 17, 1918
Phoa (hoofdredacteur Sinar Sumatra)		
	30/5/18	Warna Warta in IPO no. 22, 1918
Soeharjo (Sinar Hindia)		
	6/6/18	Sinar Hindia in IPO no. 23, 1918
	22/6/18	Soeara Rajat in IPO no 25, 1918
Goer Tjeng Lian (medewerker Sin Po)		
	13/6/18	Sin Po in IPO no. 24, 1918
Z. Mohamad (medewerker Sinar Hindia)		
	3/7/18	Sinar Hindia in IPO no. 27, 1918
	23/1/19	Sinar Hindia in IPO no. 4, 1919
	23/8/19	Sinar Hindia in IPO no. 34, 1919
	8/10/19	Sinar Hindia in IPO no. 41, 1919
Schreutelkamp (redacteur Bandoenger)		
	27/7/18	Kaoem Moeda in IPO no. 30, 1918
	2/12/18	Kaoem Moeda in IPO no. 49, 1918
	9/12/18	Neratja in IPO no. 50, 1918
S. Goenawan (? Kaoem Moeda)		
	16/8/18	Kaoem Moeda in IPO no 32, 1918

反発と受容

	28/10/18	Kaoem Moeda in IPO no 44, 1918
	15/ 4 /19	Kaoem Moeda in IPO no 16, 1919
Rm B S (? Djawa Hisworo)		
	9 / 8 /18	Djawa Hisworo in IPO no 32, 1918
Tirtodanoedjo (redacteur Oetoesan Hindia)		
	14/ 9 /18	Oetoesan Hindia in IPO no 37, 1918
	2 /12/18	Oetoesan Hindia in IPO no 49, 1918
	9 /12/18	Neratja & Kaoem Moeda in IPO no 50, 1918
	23/12/18	Kaoem Moeda in IPO no 52, 1918
	20/ 1 /19	Oetoesan Hindia in IPO no 4, 1919
	12/ 3 /19	Neratja & Oetoesan Hindia in IPO no 11, 1919
	10/ 6 /19	Neratja in IPO no 24, 1919
Darsono (Soeara Rajat)		
	9 / 9 /18	Sinar Hindia in IPO no 37, 1918
	13/ 9 /18	Soeara Ra'jat in IPO no 37, 1918
	20/ 9 /18	Soeara Ra'jat in IPO no 38, 1918
Brandsteder (?)		
	28/ 9 /18	Soeara Ra'jat in IPO no 39, 1918
Marco (Sinar Hindia)		
	14/12/18	Sinar Hindia in IPO no 50, 1918
	4 / 1 /19	Sinar Hindia in IPO no 1, 1919
	8 / 1 /19	Sinar Hindia in IPO no 2, 1919
A Moeis, Semaoen, Darsono		
	18/12/18	Oetoesan Hindia in IPO no. 51, 1918
<i>Kaoem Moeda</i>		
	4 / 1 /19	Kaoem Moeda in IPO no 1, 1919
Darsono (Oetoesan Hindia)		
	7 / 1 /19	Oetoesan Hindia in IPO no 2, 1919
	14/ 1 /19	Sinar Hindia in IPO no 3, 1919
	14/ 3 /19	Oetoesan Hindia no. 11, 1919
Aboel Moeis		
	3 / 2 /19	Neratja in IPO no 6, 1919
	24/ 2 /19	Neratja in IPO no 7, 1919
Tjokroamidjojo (directeur Sinar Hindia)		
	12/ 1 /19	Neratja in IPO no. 7, 1919
	22/ 3 /19	Sinar Hindia in IPO no 12, 1919
Semaoen (directeur-redacteru Sinar Hindia)		
	19/ 2 /19	Oetoesan Hindia in IPO no 7, 1919
	13/ 3 /19	Oetoesan Hindia in IPO no. 11, 1919
	15/ 3 /19	Sinar Hindia in IPO no. 11, 1919

	20/ 4 /19	Sı Tetap in IPO no 17, 1919
	12/ 7 /19	Sinar Hindia in IPO no. 28, 1919
Abdoellah Ahmad		
	15/ 2 /19	Oetoesan Hindia in IPO no. 7, 1919
Mas Atje Padmawiganda (redacteur Perobahan)		
	1 / 3 /19	Perobahan in IPO no. 10, 1919
	19/ 3 /19	Perobahan in IPO no. 12, 1919
	22/ 3 /19	Neratja in IPO no. 12, 1919
	9 / 8 /19	Perobahan in IPO no. 33, 1919
Darmo Kondo		
	3 / 3 /19	Darmo Kondo in IPO no. 10, 1919
Moehammad Joenoës (Hoofdredacteur Benih Mardika) [& K Mangoen Atmojo (hoofdredacteur Sama Rasa)]		
	10/ 3 /19	Pewarta Deli in IPO no. 11, 1919
	11/ 3 /19	Benih Mardika in IPO no. 12, 1919
	18/ 3 /19	Benih Mardika in IPO no. 12, 1919
	22/ 3 /19	Benih Mardika in IPO no. 13, 1919
	23/ 3 /19	Benih Mardika in IPO no 13, 1919
	2 / 4 /19	Benih Mardika in IPO no 15, 1919
	6 / 4 /19	Bromartani in IPO no 15, 1919
	28/ 4 /19	Benih Mardika in IPO no 18, 1919
Darsono (Soeara Ra'jat)		
	17/ 3 /19	Oetoesan Hindia in IPO no 12, 1919
	24/ 3 /19	Neratja in IPO no 13, 1919
	27/ 3 /19	Sinar Hindia in IPO no 13, 1919
	28/ 7 /19	Sinar Hindia in IPO no 31, 1919
Manap (medewerker Sinar Hindia)		
	31/ 3 /19	Sinar Hindia in IPO no. 14, 1919
	15/ 7 /19	Sinar Hindia in IPO no. 29, 1919
Benih Mardika (redacteur)		
	26/ 3 /19	Benih Mardika in IPO no. 14, 1919
	1 / 4 /19	Benih Mardika in IPO no. 14, 1919
	2 / 4 /19	Sinar Hindia in IPO no. 14, 1919
H Fachrodin (Sri Diponegoro)		
	24/ 3 /19	Sri Diponegoro in IPO no. 14, 1919
	7 / 5 /19	Oetoesan Hindia in IPO no. 19, 1919
S. Partoatomodjo (redacteur Sinar Hindia)		
	1 / 5 /19	Sinar Hindia in IPO no 18, 1919
	20/ 5 /19	Sinar Hindia in IPO no. 21, 1919
	18/ 8 /19	Neratja & Sinar Hindia in IPO no. 34, 1919

反発と受容

	17/12/19	Sinar Hindia in IPO no 51, 1919
<i>Sinar Hindia</i> (redactie)		
	17/5/19	Sinar Hindia in IPO no. 20, 1919
	30/5/19	Sinar Hindia in IPO no. 22, 1919
Sama Rata		
	7/5/19	Pewarta Deli in IPO no. 20, 1919
Padjadjaran (redactie)		
	28/6/19	Padjadjaran in IPO no 26, 1919
	1/11/19	Padjadjaran in IPO no 45, 1919
Soemargo (hulponderwijzer)		
	2/9/19	Sinar Hindia in IPO no. 36, 1919
	30/9/19	Perasaan in IPO no 41, 1919
	16/12/19	Perasaan in IPO no 1, 1920
Tirtodanoedjo (Oetoesan Hindia)		
	25/9/19	Oetoesan Hindia in IPO no 39, 1919
Soeharjo (Sinar Hindia)		
	18/10/19	Sinar Hindia in IPO no. 42, 1919
	21/10/19	Sinar Hindia in IPO no 43, 1919
Parada Harahap (Sinar Merdeka)		
	17&24/11/19	Sri Diponegoro in IPO no. 48, 1919
Sidi Maharadja (redacteur Oetoesan Melajoe)		
	15/12/19	Oetoesan Melajoe in IPO no 52, 1919
	24/12/19	Warta Hindia in IPO no 1, 1920
Partondo (redacteur Oetoesan Hindia)		
	30/12/19	Oetoesan Hindia in IPO no 1, 1920
<i>Kaoem Moeda</i> (redactie)		
	1/4/20	Kaoem Moeda in IPO no 14, 1920
	12/7/20	Kaoem Moeda in IPO no 28, 1920
Soerjo Mithardjo (Medan Bergerak) & Moedio Wiknosoetomo (redacteur Panggoegah)		
	23/4/20	Pewarta Soerabaja in IPO no 14, 1920
Soebroeto (redacteur Boeroeh Bergerak)		
	26/7/20	Sinar Hindia in IPO no 30, 1920
Soekindar (redacteur Sinar Hindia)		
	28/7/20	Sinar Hindia in IPO no. 31, 1920
	6/12/20	Sinar Hindia in IPO no 49, 1920
Mahammad Kasan (secretaris SI Semarang)		
	25/10/20	Oetoesan Hindia in IPO no 44, 1920
Agam Ma'soem (ex-redacteur Sora Merdeka)		
	2/11/20	Sora Merdeka in IPO no 47, 1920

Kho Tjoean Wan (mede-redacteur Sinar Hindia)		
24/11/20	Oetoesan Hindia in IPO no. 48, 1920	
Soewardi (redacteur Persatoean Hindia)		
12/20	Sinar Hindia in IPO no. 49, 1920	
Liem Ban Goei (medewerker Sinar Hindia)		
6/12/20	Sinar Hindia in IPO no. 49, 1920	
Darsono		
13/12/20	Oetoesan Hindia in IPO no. 51, 1920	
S. Goenawan (Sora Merdeka)		
27&30/12/20	Kaoem Moeda in IPO no. 1, 1921	
29/12/20	Sora Merdeka in IPO no. 2, 1921	
3 / 1 /21	Sora Merdeka in IPO no. 7, 1921	
Mangoen Atmodjo (ex-hoofdredacteur Sama Rata)		
20/12/20	Pewarta Deli in IPO no. 2, 1921	
2 / 2 /21	Benih Mardeka in IPO no. 7, 1921	
Thio Tjin Boen (hoofdredacteur Perniagaan)		
7 / 1 /21	Pewarta Deli in IPO no. 3, 1921	
Sri Djojobojo		
27 / 1 /21	Sri Djojobojo in IPO no. 6, 1921	
Abdoel Manap (hoofdredacteur Hindia Sepakat)		
12 / 2 /21	Hindia Sepakat in IPO no. 11, 1921	
Soekindar (redacteur Sinar Hindia)		
26 / 3 /21	Sinar Hindia in IPO no. 14, 1921	
Lokot Panangaran (medewerker Sinar Mardeka)		
11 / 5 /21	Pewarta Deli in IPO no. 21, 1921	
Datoe' Mangkoeto Alam		
20/4&11/5/21	Warta Hindia in IPO no. 21, 1921	
Mohamad Samin & Mohamad Noer (redactie Benih Merdeka)		
26 / 5 /21	Benih Merdeka in IPO no. 27, 1921	
<i>Oetoesan Melajoe</i> (redacteur)		
19 / 9 /21	Perniagaan (reported in Warna Warta) in IPO no. 39, 1921	
Tjio Peng Hong (redacteur Algemeen Advertentieblad)		
3 - 8 /10/21	Kaoem Moeda in IPO no. 41, 1921	
Moehamad Said (redacteur Neratja)		
24-29/10/21	Neratja in IPO no. 44, 1921	
Abdoel Manap (Hindia Sepakat)		
22,25,29/10/21	Benih Mardeka in IPO no. 46, 1921	
Lim Soen Hien (redacteur Warta Hindia)		
Dec/21-Jan/22	Sinar Merdeka in IPO no. 5, 1922	
Marah Sri Mahadewa (redacteur Perobahan)		

反発と受容

	18/ 3 /22	Warta Hindia in IPO no. 14, 1922
Gatot Sastrodihardjo (redacteur Panggoegah)		
	14/ 7 /22	Sinar Hindia in IPO no. 25, 1922
A Dasoeki & Sismadi Sastrosiswojo (redactie-lid & detectief-redacteur Islam Bergerak)		
	19-24/ 6 /22	Sinar Hindia in IPO no. 26, 1922
K Boedimandojono alias Patih Mandonosrojo (Panggoegah)		
	5 / 7 /22	Panggoegah in IPO no 29, 1922
	31/ 7 - 5 / 8 /22	Kaoem Moeda in IPO no. 32, 1922
<i>Neratja</i> (redactie)		
	26/ 8 /22	Neratja in IPO no. 36, 1922
<i>Sama Tengah</i> (?)		
	6 -14/ 9 /22	Kaoem Moeda in IPO no. 39, 1922
<i>Java Bode</i> (?)		
	21/11/22	Neratja in IPO no. 48, 1922
Salim (Timor)		
	5 -14/12/22	Neratja in IPO no. 50, 1922
Tengkoek Kamaloeddin (redacteur Pewarta Deli)		
	16-19/12/22	Oetoesan Melajoe in IPO no 52, 1922
Martopengalasan (ex-redacteur Oetoesan Hindia)		
	2 - 9 / 1 /23	Oetoesan Hindia in IPO no 2, 1923
Pedro Almansjoer (& Abdoel 'Xarim)		
	30/ 3 /23	Oetoesan Ra'jat in IPO no. 17, 1923
	10/ 4 /23	Oetoesan Ra'jat in IPO no 19, 1923
Arga		
	25,27,28/ 8 /23	Neratja in IPO no. 34, 1923
<i>Neratja</i> (hoofdredacteur)		
	3 -11/ 9 /23	Neratja in IPO no 37, 1923
Anwar		
	27/10/23	Halilintar in IPO no. 45, 1923
Soetan Rai (wd. hoofdredacteur Itqan)		
	25/11, 5,15/12/23	Pemandangan Islam in IPO no. 2, 1924
Soetan Soemoeroeng		
	6 -11/ 2 /24	Neratja in IPO no. 7, 1924
	6 -19/ 2 /24	Pantjaran Berita in IPO no. 7, 1924
	9 / 7 /24	Persamaan in IPO
Soeroso (hoofdredacteur Zaman Kiwaru)		
	2 - 7 / 6 /24	Hindia Baroe in IPO no. 24, 1924
Mohamad Nasid gl St Permata (Warta Hindia)		
	16-26/ 5 /24	Tjaja Soematra in IPO no. 24, 1924

<i>Soeara Batak</i> (leider)		
	5 & 7 / 5 /25	Persamaan in IPO no. 20, 1925
Nawawi Arief (redacteur <i>Soeara Tambang</i>)		
	31/ 7 /25	<i>Soeara Tambang</i> in IPO no 34, 1925
Maamoor Lubies (Oetoesan Minahasa)		
	1 / 1 /26	Sajoer Mantjat in IPO no. 6, 1926
Siswo & Soekandar (communisten, Mowo)		
	22,23,24/ 7 /26	Darmo Kondo in IPO no. 32, 1926
<i>Boemi Melajoe</i> (hoofdredacteur)		
	18/ 8 /27	<i>Boemi Melajoe</i> in IPO no. 35, 1927
Asahan		
	28/12/27	Asahan in IPO no. 2, 1928
<i>Benih Timoer</i> (redactie)		
	22 (?) / 1 /28	<i>Benih Timoer</i> in IPO no 6, 1928
	12 (?) / 2 /28	<i>Benih Timoer</i> in IPO no 8, 1928
Tan Tek Bie (hoofdredacteur Tjin Po)		
	Mar/28	Bintang Timoer in IPO no 12, 1928
Abdul Hamid Loebis (& D.J. Loebis)		
	31/ 3 /28	Pewarta Deli in IPO no. 15, 1928
	17/ 4 - 2 / 5 /28	Pewarta Deli in IPO no. 19, 1928
	28/ 4 -12/ 5 /28	Pertja Timoer in IPO no 19, 1928
	26&28/ 7 /28	Pewarta Deli in IPO no. 33, 1928
<i>Oetoesan Sumatra</i> (redactie)		
	19/ 4 - 5 / 5 /28	<i>Oetoesan Sumatra</i> in IPO no 19, 1928
R Bh. Sabaroedin (hoofdredacteur <i>Benih Timoer</i>)		
	7 -15/ 5 /28	<i>Benih Timoer</i> in IPO no. 20, 1928
Manoewar (hoofdredacteur <i>Pembrita Kemadjoean</i>)		
	30/ 6 /28	Warna Warta in IPO no. 28, 1928
<i>Soeara Tapanoeli</i> (hoofdredacteur)		
	4 - 8 / 7 /28	<i>Soeara Tapanoeli</i> in IPO no. 32, 1928
Lahab & Alwi (redacteurs <i>Sinar Sumatra</i>)		
	28/ 8 /28	Warta Hindia in IPO no. 36, 1928
Maradja Sajoeti Loebis (redacteur <i>Persatoean</i>)		
	5 -13/12/28	Fadjar Asia in IPO no. 50, 1928
<i>Al Majdjar</i> (redactie)		
	Jan/29	<i>Al Majdjar</i> in IPO no 5, 1929
<i>Djawa Tengah</i>		
	Jan/29	<i>Djawa Tengah</i> in IPO no. 5, 1929
K Wybrands (<i>Bintang Timoer</i>)		
	28/31- 1 /29	<i>Bintang Timoer</i> in IPO no. 6, 1929

三 反 発

スマウンは、一八九九年、鉄道員の子として、東ジャワのチュラマラン（モジョクルト）に生まれた。⁽¹²⁾一九〇五年、七歳のときスラバヤのオランダ人小学校（Hollandsch Lagere School）へ入学。国有鉄道会社の労働組合運動で頭角を現わし、一三年にイスラーム同盟（Sarekat Islam）スラバヤ支部の会員となる。一五年には、オランダ人社会主義者スネーフリート（H.J.F.M. Sneevliet）が前年結成した東インド社会民主主義同盟（ISDV）にも加わり、ダルソノらとともにマルクス主義の洗礼を受けた。翌一六年には拠点スマランへ移動し、イスラーム同盟、鉄道電車労組（VSTP）の左派工作を担い、労働組合運動、ストライキなどの新しい戦術を実践していった。また、マレー語紙『不変』（*Si Takap*）、『ジャワの光』（*Sinar Djawa*）（一八年五月より『東インドの光』（*Sinar Hindia*）と名称変更）などの左派系新聞の編集も担当するようになる。とくに『東インドの光』に掲載される記事は頻繁にセンサーシップの網にかかり、スマウン自身数度にわたり筆禍罪により投獄されている。

一九一八年に相次いで東インド追放となったスネーフリートらにかわって、スマウンはISDVの指導権を掌握。イスラーム同盟スマラン支部の左傾化も一層進行した。二〇年五月二三日、スマウンはスマランにおいて、アジアで最初の共産党である東インド共産主義者同盟（*Persekatan Komunis di India/PKI*）を結成、初代議長に就任。当時のスマランは「赤い都市」との異名を誇っていた。⁽¹³⁾二〇年刊行の『カディルン物語』は、一九九年の投獄中に執筆し、翌年に『ジャワの光』紙上で連載されたものであり、インドネシア近代文学史上初期の小説とされる。⁽¹⁴⁾こうした原住民運動の昂揚に対し、二二年以降、原住民運動への締めつけが厳しくなった。「反動の時代」にスマウンはVSTP主導のストライキを指導したために、憎悪扇動規定を犯したとされ、二三年五月八日逮捕された。そして、同年八月上旬、東インド国外追放になった。

このようにスマウンは、東インド原住民初期の社会主義者、運動指導者として東インド中を駆けめぐっていた。かれの言動は東インド植民地国家によって逐一監視されていた。したがって、かれが大衆を教唆扇動しているという「証拠」はいくらでもあげることができたはずであり、実際、スマウンは一九一七年以降、頻繁に筆禍事件に問われていた。そのうち、当時国外追放となっていたスネーフリートの「飢えと示威」(“Kelaparan dan per-toendioekan koeasa”)と題する論文を『東インドの光』へ掲載したとして、スマウンが筆禍事件に問われたさいの裁判記録は、一九一九年『スマウンの筆禍事件』と題して出版されている。⁽¹⁵⁾ 本書(全三一頁)は、「一九一九年三月一二日スマラン法廷における裁判記録」(一一五頁)、「嘆願書」(六一―三二頁)という二部構成になっている。裁判においてスマウンは、憎悪扇動規定の矛盾点、裁判所における「正義」あらざる状態の制度化などについて鋭く指摘している。そこで、本書を手がかりにして、憎悪扇動規定に対するスマウンの対応と言説を検討してゆこう。

スマウンの憎悪扇動規定をめぐる言動は、サトリオ(satrio、志士)として、運動の時代における運動指導者であることを誇示するためにあった。一九一〇年代におけるイスラーム同盟運動は、「進歩」と「イスラーム」というふたつのシンボルにより意味づけられ、指導者はジャワの影絵芝居ワヤンにおけるサトリオのごとき行動スタイルにより、すべてを大義実現のために捧げることの許された自由な存在として認識されていた。サトリオとは、神々の意思を実現するために大義に生きる志士のことであり、サトリオたるために、大義のためにはいかなる犠牲をも怖れぬ言動が必要とされた。『カデルン物語』序文にある、「どうか牢獄のなかで苦痛に涙しながら記した物語が、おおくの人びと、すなわちすべての読者と民衆とを愉しませることができましますように」⁽¹⁶⁾との一文は、スマウンが自身をサトリオとして意味づけているだけではなく、読者にとってもサトリオ・スマウンを了解させるに十分な役割をはたす。また、筆禍事件で投獄されることは、サトリオが闘いの合間に行なう、「聖なる

力」を獲得するための苦行と瞑想のための空間として機能した⁽¹⁷⁾。したがって、『スマウンの筆禍事件』は、まさにサトリオ・スマウンが法廷において、いかなる苦しみをもものともせずにオランダ植民地支配の矛盾、呪縛に立ち向かった記録としての意味を持っていたのである。

スマウンは憎悪扇動規定を議論するにあたって、法そのものに潜む本質的問題点、法運用上の不備、制度的問題点を列挙することによって、法廷の場で自己弁論を行なっている。第一は、法の文言自体に潜む本質的問題点についてである。これは、刑法典一五四条、一五五条の矛盾に関連している⁽¹⁸⁾。

刑法典一五四条ならびに一五五条は、「敵意、憎悪、侮辱」を表現することに對する規定である。どのようにしてスネーフリート氏が「感情を露にした」(mengloarkan perasaan)、とわたしは判断することができるだろうか。かれが文章を執筆したときに、憎悪に満ち、敵意に溢れ、侮辱的感情を有していたと、何人も感じることはできない。ただ神のみぞしる事柄である。(中略) かりにわたしがスネーフリート氏のように真実を描写するならば、わたしの心にある悲しみを素直に表現する。なぜならば、資本家階級によって食い物にされている、民衆の重荷と困難な現状を考えるからである。したがって、わたしがここで表現しているのは、敵意、憎悪、侮辱という感情ではなく、やりきれない思いである。

刑法典規定によると、判事さんたちは、執筆時の著者の感情を把握することができることになる。よって、スネーフリート氏に対して、執筆時かれが憎悪という感情を持っていたか否かを質問することが許される。しかし、かれがもしそのような感情を持っていなかったと応えたならば、だれがどのようにしてそれを証明したり、あるいはその逆を明らかにするのであるうか。資本家階級や政府に対する批判を展開するとき、かれは「冷静な判断」(ingatan dingin, koel verstand) を持ち合わせてはいるが、「感情」(perasaan) にもとづいて判断してはいない⁽¹⁹⁾。

憎悪扇動規定は、「敵意、憎悪、侮辱」という「感情を露にする、表に顕す」ことに對する罪規定である。この点をスマウンは強調することで、憎悪扇動規定の矛盾をついている。文章として記されたものからは、執筆時

に著者がどのような「感情」を有していたかまでを把握することは不可能である。「ある人が書いたものに憎悪 (berbenthan)、侮辱 (penghinan) という感情を表現されている、とどのように判断することができるのか」と、スマウンは端的に指摘している。「実際、文章自体では感情を表現することができない。文章は完全に『死んでいる』(mati) からである」とも述べ、著者の感情を正確に読み取り、把握することが現実問題として不可能であるとして、罪認定は客観的に行ないえない点を繰り返し表明している。

そのうえで、論理的には著者の感情が掌握できなくとも、論文における論点は理解可能であることをスマウンは論証する。スマウンは、スネーフリート論文の意図に関する解説を上演してみる。スネーフリート論文の論点は、正義の保証と生活の保証という二点に絞られ、「敵意、憎悪、侮辱という感情ではなく」、「民衆の重荷と困難な現状」を憂い、そうした現状をもたらす元凶となっている「資本家階級や政府に対する批判」を「冷静な判断」にもとづいて記されたものである、とスマウンは述べる。

空腹にさいなまれる民衆は銃弾を望むのではなく、米を欲して泣き叫ぶ。これこそが政府に対する要求である。したがって、かれらは憎悪や侮辱という感情を表わしているのではなく、正義と生活の保証を求めているだけである。これこそがスネーフリート論文の意図するところである。⁽²²⁾

かくのごとくスネーフリート論文の意図を解説することで、事実上不可能であるにもかかわらず、スネーフリートの執筆時における感情理解にのみ奔走し、論文のもつ基本的議論さえも正確に理解できていない官憲のあり方を、スマウンは非難している。暗癒的にはあるが、憎悪扇動規定が、じつは為政者の感情にもとづいて作成されたものであり、運用されているという点を、スマウンは指摘しているといえる。ここから浮かび上がってくるオランダ人像は、理性を有した論理的な近代人ではなく、原住民同様に感情に流される人間である。オランダ人として、特別な「人種」ではないことが証明されてしまう。むしろ、法廷ではオランダ人が感情的に判断をくだ

し、スマウンは「冷静な判断」を行なっている。憎悪扇動規定が「感情」についての規定であるために、スマウンはその点を巧妙に利用することで、自身の論理的反論材料としている。

第二に、法運用上の制度的問題点についてである。裁判制度の未発達点を指摘することで、スマウンは植民地社会における「正義」(gati)の不公平性について議論している。まず、同一法律適用にあたり、人種によって異なる対応を官憲が行なっている点を「差別」(perbedaan)として提示する。さらに、この「差別」をなくすために、つまり法のもとにおける正義、平等の実現という原則論を述べるのである。

デッケル、スネーフリートといったオランダ人ジャーナリストは、裁判所からの召喚状が示されるが、われわれ原住民 (Boemipoetra) ジャーナリストには、先の金曜日わたしに起こったように、召喚状が提示されず、副理事官がわたしに向かって朗読するだけであった。しかもその召喚状は非常に長文であり、延々一時間にもわたって朗読された。自宅前で、しかも目の前で朗読が終わるころには、内容の大半をわたしは忘れてしまった。思いだすだけでも、気分が悪くなる。そして、現在にいたるまで、どのような罪を犯したのか、わたしにはわからないままである。(中略)

こうした差別が明らかになったからには、(中略) ここにおられる裁判官の方々には、まったく正義にしたがってこうした差別を「中立化」(netraliseeren) するか、「消滅」(menghilangkan) させることができるはずであります⁽²³⁾。このように法適用上の問題点をして記したうえで、スマウンはさらに法運用の制度的問題点を指摘し、皮肉交じりにその改善方法を提示している。ここでは、法廷と原住民法廷との相異、そこから派生する「正義」の不公平さと原住民裁判官の能力不足がやり玉にあげられる。

一九一九年三月一二日スマラン、法廷記録

八時五分開廷、裁判長と被告スマウンとの質疑応答開始。

(中略)

地方検事長起訴状朗読。

裁判長…理解できたか。

スマウン…はい。しかし、地方検事長殿の朗読では不明瞭な箇所があります。なぜなら、「考える」(memikirkan)

と読むべきところを、「作る」(memikirkan)と読んでいるからであります。本件では、「考える」(memikirkan)という言葉の意味するところが重大であるにもかかわらずです。(これを聞いた裁判長ならびに判事は思わず苦笑した (tessenjoem)。)⁽²⁴⁾

地方検事長は原住民官吏のなかでもエリートであるにもかかわらず、起訴状に記されているマレー語を正確に読むことができない。そればかりでなく、かれは何も起訴状の意味を理解していない状態で、朗読だけを行なっている。この点は、スマウンが改めて指摘するまでもなく、法廷に同席した裁判長や判事も気づいていた。それゆえに、かれらがスマウンの指摘に対して行なったことはことさら反論したり、異議を唱えるのではなく、ただ「苦笑した」だけであった。

社会に法と秩序がもたらされることは、植民者であるオランダ人の望むところであった。スマウンもその点は非難しない。むしろ、「民衆が正義だと感じることでできる裁判官は、もちろん政府に対する尊敬だけではなく社会の秩序までも実現することができます」と述べることで、スマウンは法による社会秩序達成のためには、民衆が信頼し、尊敬できる対象としての裁判官の存在が必要不可欠であると主張する。しかし、現実には民衆は裁判官、判事に対して敬意を払ってはいない。スマウンの批判の矛先は、オランダ人裁判長ではなく、原住民判事へと向けられる。

高学歴ゆえに、司法評議会の裁判官は裁判長や判事に多大な影響を及ぼします。しかし、地方裁判所の判事(原住

民)は、政府から十分な教育を受けていません。政府は、裁判長に対しては十分な教育を提供すべきです。ここに司法評議会と地方裁判所の相異点が存在するのであります。⁽²⁶⁾(括弧内は引用者)

現実の社会において法と秩序が保たれていない元凶は、民衆の側にあるのではなく、法を運営する側、とりわけ原住民判事が担い手となっている地方裁判所が機能不全に陥っているからだ、というのがスマウンの主張である。社会正義を実現するために存在するはずの裁判官、判事への能力不足ゆえ、民衆には正義がもたらされず、法と秩序は乱される。法による秩序を達成するためには、民衆に尊敬されるような裁判官、判事を育成しなければならぬ。このようにスマウンの議論は、たんに裁判制度としてだけではなく、より重要な問題として、原住民判事の教育が十分になされていないという教育制度全般の問題へと発展する。

以上のごとく、『スマウンの筆禍事件』において、すなわち現実の法廷の場合において、スマウンは、植民地社会における「正義」あらゆる状態、オランダ人と原住民との不公正な状態の元凶を、植民地における法と秩序を保証する手段としての法律ならびに裁判制度に求め、論証している。筆禍事件も、法廷における裁判も、憎悪扇動規定という法律自体も、サトリオ・スマウンの闘い実現のために利用された。⁽²⁷⁾スマウンが明示しているのは現状に対する不満であり、それを説明するコトバと論理である。しかし、スマウンはオランダによる植民地支配そのものを批判しているわけではない。資本主義、資本家(オランダ人)に対する不満を表明しながら、民衆(原住民)の「権利」を主張している。支配の矛盾を鋭く指摘する論法を展開しているが、かならずしも反政府的言説ではない。むしろオランダ人の論理、法律、さらには支配の制度までをも逆手にとり、植民地社会における法と秩序をとおしての正義の実現とは、住民すべてに行き渡すべきものであるにもかかわらず、現実にはそうした法と秩序は実現されていない点を指摘する。

スマウンの主張は、法と秩序による正義の実現は民衆(原住民)の「権利」であるとしてしていることから、法の

もとにおける「平等」の保証にある。その点を認めて論理展開をしているという意味では、きわめて「近代的」言説である。そのかぎりにおいては反政府的言説にはならないはずであった。しかし、問題は、植民地国家が本質的に法的に平等な市民とそれを構成員とする国家という、近代国民国家の原理を前提としていない点にあった。そうした植民地国家のもつ本質的欠陥を、スマウンは率直に自分の思いとして表現しているし、民衆に対しても「不満」を理解、表現するためのコトバを提供している。それゆえに、植民地政府からすると「侮辱」的であり、東インド原住民の政府に対する憎悪を助長するとみなされたのであった。このようにして、法廷においてコトバを武器として、スマウンはオランダと対峙し、サトリオとしての闘いを展開した。

しかしながら、スマウンが東インド追放になった後、すなわち一九二四年前後を境に、ジャーナリストによるコトバによる権力との対立姿勢は次第に姿を消してゆく。代わりに、植民地秩序をそれ自体として受容するジャーナリストが登場してくる。書きコトバ、話しコトバが、植民地権力との対決の道具から別の目的のために用いられるような時代、環境の訪れとなったのであり、そのなかにパラダ・ハラパップの言説、行動があった。

四 容 容

パラダ・ハラハップは、一八九九年二月五日、西スマトラのバルガルタン (Pargarotan) (パダン・シディンブアン) に生まれた。²⁸⁾ ブッキティンギの師範学校 (Kweekschool) で学んだあと、一九一四年、一四歳にして、かれはプシシール・ティムールのプルチャ島において、ゴム会社の事務員として働きはじめた。初任給は一〇ギルダーであったが、一年ほどで月給は十倍の一〇〇ギルダーにまで跳ねあがった。そのころからメダン日刊紙『デリ通信』(Pewartu Deli) と『アンダラス』(Andalus) の購読を開始した。同時に、積極的に『デリ通信』編

集長スタン・パルリンドウンガン (Soetan Parlindoengan) 宛手紙を書いたり、モハマッド・サミン (Mohamad Samin) が編集長をする『自立の芽』(Benih Merdeka) に頻繁に掲載されるプランテーション労働者の惨状に関する記事に惹かれていた。一九一八年から二一年のあいだは、パダン・シディンブアンでは週刊誌『解放の光』(Sinar Merdeka) (マレー語)、『シボルガの週刊誌』『本』(Pestaka) (バタック語)の編集長として働き、同時にパダン・シディンブアンのイスラーム同盟支部長でもあった。

一九二二年一月一日、パラダ・ハラハップはバタヴィアへ移住した。ダトゥック・トゥムングン (Datok Temenggoeng) の勧めにより、当地での最大日刊紙『均衡』と『東インドの光』(Tjaja Hindia)へ定期的に記事を書きながら、編集員として働くようになった。初任給は一〇〇ギルダー。当時の『均衡』編集部には、アブドゥール・ムイス、ハジ・アグス・サリム (Hadjj Agoes Salim)、『ジヨステイロ (Djoesediro)』といった忽々たる面子が揃っていた。この時期、正式にオランダ語の学習にも勤しんだ。二二年一月、パラダ・ハラハップは月刊誌(のちに週刊)『東インドの星』(Bintang Hindia)を発行するにいたる。それまでの編集員という立場から経営者として新聞・出版事業に携わるようになったのである。創刊号はヌラチャ印刷所、以後はドウ・ユニ (de Une)印刷所で印刷した。『東インドの星』で成功したパラダ・ハラハップは、二六年になると、日刊紙『東洋の星』(Bintang Timoer)の刊行にこぎつけた。こちらも順調に購読者数を拡大し、ジャワ最大の日刊紙となった。しかし、大恐慌の影響を受け、三一年に閉刊。東インドの経済状況が回復基調に向かった三六年一月一日、かれは『東洋の光』(Tjaja Timoer)を発刊し、再び新聞業界へ復帰した。

一九四二年から三年半続いた日本軍政期、パラダ・ハラハップは中部ジャワへ移住し、中部ジャワ州都スマランにて日本軍が刊行していた『新しい光』(Sinar Baroe)紙の発行に従事した。独立後、ふたたびジャカルタ(もとバタヴィア)へ戻った。すぐさま『大衆の声』(Soeara Oemoem)紙を発行しはじめたが、じきに休刊に追

い込まれた。独立闘争時は情報省官吏として『新世界』(Negara Baroe)の発行にあたり、後にスマトラ全域の情報局統括責任者となった。その後ジャカルタで『東インドの星』を復刊し、週刊誌『世界のニュース』(Warta Doenia)の刊行にも着手したが、いずれも失敗した。五年には報道記者アカデミー(Akademi Wartawan) (インドネシア・ジャーナリスト協会 [Persatuan Jurnalis Indonesia]の前身)を設立したが、独立後のパラダ・ハラハップはジャーナリズムの世界で植民地期ほど華々しい活躍をすることはなかった。そして、一九五九年五月一日、パラダ・ハラハップはこの世を去った。

以上のごとく、東インドにおける原住民ジャーナリスト兼新聞社経営者として「成功」をおさめたパラダ・ハラハップは、一九二四年に『ジャーナリズム(筆禍・舌禍違反罪についての本)』(全一四二頁)と題する書物を出版した。⁽²⁹⁾本書の目的は、前書きに記されたつぎの言葉に集約されている。

(本書が)ジャーナリズムあるいは政治の領域において働く人びとが、せひ心得ておくべき事柄を解き明かしていれば幸いである。喩えていえば、すでに有名となっているすべての刺(doeri)を踏みつけることなくとり抜けること⁽³⁰⁾ができるように、道の中央で光り輝くスポットライト(lampoe sender)として機能するように、と願っている。
(括弧内引用者)

ここからは、さまざまな刑法規定をマレー語に翻訳することによって、法を犯すことのないように、犯罪を犯して「捕まる」ことのないように、ジャーナリズムや政治という領域で活動する人びとを導こうという明確な意図を読み取ることができる。刑法規定のマレー語翻訳という作業自体が、パラダ・ハラハップにとっては「刺」を明示することであった。また、東インドにおいて「スポットライト」を浴びる存在となりたいう、パラダ・ハラハップ自身の希望、野心も含まれている。しかも、「著者は、すでに筆禍罪は一二回、舌禍罪では三回投獄されており、計七カ月間獄中生活を経験している」と序文に明記することによって、自分が憎悪扇動規定な

らびにジャーナリズム全般に関する書物を記すにふさわしい人物であることを誇らし気に語っている。

実際、植民地期において本書以降刊行されたジャーナリズムに関する書籍は、いずれも筆禍罪についての刑法規定に言及しているばかりでなく、基本的に本書と同様の内容構成をとっている。⁽³²⁾ その意味で、バラダ・ハラハツプの『ジャーナリズム』は当該分野における言説の基礎を築いたのであり、それだけ影響力を持っていたと推測することもできる。同書の内容構成はつぎのようになっている。

〔目次〕

著者の序言（五―七頁）

公人としてのジャーナリスト（九―一九頁）

筆禍事件の犠牲者（牢獄内の著者の写真）（二〇頁）

報道免許と報道証の例（二二―二五頁）

報道の自由（二六―三二頁）

印刷物に関する規定（報道規定）（三三―四二頁）

筆禍・舌禍規定（四三―八三頁）

著者の権利（八四―一一三頁）

ムラユ語新聞史（一一四―一二二頁）

東インドのジャーナリズム（一二二―一二八頁）

現代のジャーナリズム（一二九―一三九頁）

ジャーナリストおよび民族指導者が記憶に留めるべきいくつかの権利（一四〇―一四二頁）

以上のように、本書は、筆禍罪、舌禍罪に関する刑法規定、新聞、言論の「自由」をめぐる諸規定、東インドにおける新聞・ジャーナリズム史、筆者の権利などを含んでいる。とくに法律関係の部分に関しては、関連法・

規定のマレー語訳を列挙し、「解説」(keterangan penolis)として逐次それらの法律に関してパラダ・ハラハツプの私見を述べる、という構成をとっている。本稿との議論との関連では、筆禍・舌禍規定に関する部分の議論が重要となるので、具体的に一五四、一五五条に関して何が書かれているかを検討してみたい。

刑典 五章 公共秩序に関する規定

一五四条

何人たりとも、オランダ政府もしくは東インド政府に対する敵意 (pernoesoehan) 、憎悪 (kebenjiran) 、叱責 (非難) (pentjelehan) を公共の場において表明した場合は、最長七年間の禁固刑もしくは最大三〇〇ルピアの罰金刑に処する。

一五五条

(1) 何人たりとも、オランダ政府もしくは東インド政府に対する憎悪や欠点 (ketjelaan) を表わす内容を有する手紙または絵を公表、表現、展示したり、声高に唱えたり、拡散しようという意図が存在する場合は、最長四カ月の禁固刑もしくは最大三〇〇ルピアの罰金刑に処する。⁽³³⁾

こうした公共秩序、憎悪・扇動罪規定についてのパラダ・ハラハツプ「解説」の概要は、以下のようにとめることができる。⁽³⁴⁾ 一五四条から一六一条まではたんに筆禍、舌禍罪に関する規定ではなく、筆禍、舌禍罪に関する諸規定のうちでもっとも厳しい規定である点を強調する。これらの条文は、憎悪 (kebenjiran) を拡散させることと関連した憎悪 (hatzataan) 的事柄に注目し、公共秩序 (keamanan) の維持を主目的としたものである。しかし、問題なのは、具体的にどのようなコトバが侮辱を表現するものなのか、何が「危険な」(bahaja) コトバなのかについては、何ら明確に定義されていない点にある。何を書いたり、話したり、表現したら、東インド政府もしくはオランダ政府が「挑発」(uitlokking) されたと感じるのかは、曖昧なままにされている。対象

と情況によっていくらでも拡大解釈可能である。しかも、すべて事柄の決定権は、法によって決定された権力者 (orang jang berkeasa) に委ねられている。

このようにパラダ・ハラハップは刑法典をマレー語訳をし、それについての解説を施している。かれの翻訳、解説について興味深い点は、オランダ人が行なったのではなく、原住民ジャーナリストが率先して最初のマレー語訳を行なったことにある。しかもパラダ・ハラハップは、憎悪扇動規定をはじめとする一連の報道関連規定を原住民ジャーナリストの心得として認識していた。これによってオランダ、植民地社会のルールがマレー語世界のなかでも流通可能になった。公共の秩序が乱される元凶として憎悪的事柄は位置づけられ、「憎悪」とは公権力にとつては「危険な」ものと「感じ」られたものと規定された。そして、オランダは「憎悪」を取り除き、「危険」な状態を消滅させるために、法律規定を策定したことになる。これにより東インド住民は、法にしたがわない場合、秩序を乱すものと規定され刑罰の対象となった。憎悪扇動規定により、オランダ人は住民の感情を支配、コントロールしようとした。法が「正しく」機能していない社会は権力者にとつては不安な社会と映り、公共の秩序が「正しく」維持されていなければならない。そこで住民のコトバを制御することにより、秩序を創出するよう目論んだといえる。逆に、秩序が維持されている状態とは、法が正常に機能し、住民により遵守されている社会を意味する。

しかし、『ジャーナリズム』の解説では、一連の法律に潜んでいる問題に関する指摘もある。憎悪扇動規定に関しては、何が禁止されているのか、換言すると何がどこまで法律によって許されているかについては曖昧である。住民の「感情」を図るための一定の基準はなく、法執行者(権力者)の「感情」により判断されざるをえない。つまり、社会の秩序と安寧のためにオランダ人は法律を制定しているが、じつはその中味と運用とは「合理的」ではなく、オランダ人を頂点として法律により規定された権力者の思いのままにいくらでも「応用」可能な

手段である点を読者は読み、認識するようになる。

逆説的ではあるが、こうした法律適用・解釈の曖昧さと融通性が憎悪扇動規定を社会に浸透させることになり、社会の秩序形成におおきな役割をはたすようになる。この文脈では、筆禍事件発生頻度は問題とはならない。むしろ問題は、ジャーナリストの意識のなかに芽生えてくる。法規定が曖昧であるばかりでなく、法執行が権力者の「感情」に依拠している「事実」を突きつけられることにより、書き手はセルフセンサーを開始するようになる。何が禁止されている表現なのか不明な状態では、何をどこまで表現してよいのかも確定することはできない。しかも権力者の「感情」により法適用の解釈が異なる可能性もあるために、過去の「凡例」は事実上何の意味も有さなくなる。そうした状況では、書きコトバを表現方法とするジャーナリストは「刺」を踏みつけることのないように、「刺」を定式化することはできず、「刺」に抵触しないようなコトバの世界のなかにみずからを位置づける必要性が生ずるのである。権力者側がコトバの「範囲」を明確に規定するのではなく、むしろ曖昧な規定をしているがためにジャーナリストが「範囲」を自主規制するという現象を用意することになった。同時に、こうしたパラダ・ハラハップの言説は、法律を遵守すべきであるという「教育的」側面も有している。パラダ・ハラハップは植民地秩序を受容し、自己のみならずジャーナリスト、そして究極的には読者までも規律化し馴らさんと加担していたのであった。

パラダ・ハラハップが残したものは「闘い」の「現場」ではない。政府「規制」についての記述、解説である。これでは「闘い」が発生する余地はない。翻訳は、いかに言説が、ジャーナリストが厳しい環境のもとにあるかを訴えるのみであり、そうした環境に対する抵抗ではない。法が存在するゆえに犯罪となるのならば、いかなる法秩序のもとにおかれているかを明示したのが、パラダ・ハラハップであった。しかも、かれにしてみれば植民地政府との無意味な争いを避けるために、自身の言説を自主規制する方向へと向かっていった。パラダ・ハラハ

ップはそのための道を備える役割をはたした。

そもそもジャーナリストは民族運動指導者であり、また政治的プロパガンディストであった。一九一〇年代以降、運動の拡大とともに組織、政党機関紙としての新聞は定着するようになった。しかし、このような状況下において、パラダ・ハラハップは「政党にかかわりたくないジャーナリストは（中略）まったく中立であることができる⁽³⁵⁾」と明言し、党派性のない、新しい種類のジャーナリスト誕生の可能性を探っていた。一九二〇年代後半には、パラダ・ハラハップに代表される「保守的」言説は、東インドのジャーナリズム一般の言説となっていた。そのうえで、パラダ・ハラハップは、新しいジャーナリズム形成、新しい読者層開拓、新聞への新たな役割賦与を考えていた。

パラダ・ハラハップの造りだした新しい形式のひとつに紀行文がある。かれは各地へ旅行し、その光景をみずからの新聞・雑誌に連載し、その後書籍として自社から出版している。代表的な作品として、『海岸から海岸へ』(Dari Pantai Kepaduan) (一九二五―二六年のスマトラ紀行)、『日の出するところを目指して』(Menemukan Matahari Terbit) (一九三三―三四年の日本紀行)、『ジャワ島めぐり』(Mengelilingi Pulau Djawa) (ジャワ島紀行)、『長い後背地』(Sepanjang Boekit Barisan) (外島紀行)などがある。パラダ・ハラハップの紀行文には、訪れた都市、街の風景、そこでの出来事、出会いなどが淡々と記されており、政治的メッセージ性に乏しい。しかし、じつはこの非政治性がかれの紀行文の存在価値を高めていた。たとえば、『海岸から海岸へ』には、パラダ・ハラハップがスマトラ各地で出会った運動家、ジャーナリストたちの活動が詳細に記されているために、本書に目をおせば誰がどこでどのような活動を行っていたかを掌握することができる⁽³⁶⁾。つまり、オランダ植民地国家からすれば、紀行文は原住民運動を把握するための報告書の役割をはたしてくれていた。東インド国内外を比較的自由に旅行できたのも、またその紀行文を本として出版できたのも、かれが植民地秩序を受容していた、それ

に反発していなかっただけでなく、秩序形成に間接的に貢献していたからであった。

『東洋の星』には頻繁にバライ・プスタカの広告が掲載され、穩健民族主義的新聞でありながらもバライ・プスタカ寄りとの認識があった。しかし、『東洋の星』といえども、まったく自由に紙面構成、報道が実施できていたわけではない。一九二八年五月のサバルディン(Sabarudin)、一九二九年一月のワイブランド(Wybrands)の筆禍事件の場合に表われているごとく、『東洋の星』でさえも、急進的民族主義者、共産主義者の活動に関する記事を記すと、憎悪扇動規定違反として取り締まられた。植民地国家寄りの新聞ですら、植民地国家の定めた一定の言説範囲から逸脱すると、罰せられる事実は、他のジャーナリスト、新聞関係者に対する教訓として機能することとなる。

また、一九二〇年代後半になると、ジャーナリズムの世界における「憎悪」に関する態度、記述にも変化がみられる。たとえば、「憎悪」についての代表的論調として、メダン発行の一般紙(民族紙)『デリ通信』に表われた「憎悪」についての表現を比較してみよう。⁽³⁷⁾一九一九年では、「東インドの住民どうしあるいは住民と東インド政府とのあいだの」(tusschen bevolkingsgroepen of tusschen volk en regering)⁽³⁸⁾憎悪扇動が罪となるという解釈であった。一九一〇年代から二〇年代前半では、『デリ通信』の他にも、『均衡』、『人民の声』(Soewara Ra'jat)が同様の論調で「憎悪」について解説している。それに対し、一九二七年時点では、「人種間の憎悪扇動」(het zaaien van hata tusschen de verschillende rassen)⁽³⁹⁾という表現へ替わっている。このような「憎悪」の対象変化からはふたつの点が指摘できる。第一に、前者において「憎悪」には対植民地政府という文言がはいっていた。しかし、後者では「対政府」というコトバが消えている。後者においては、植民地政府に対する反抗姿勢が消滅している。第二に、前者では「住民」とされているのに対し、後者では「人種」というコトバが選択され、社会における「人種間」問題へと比重が移っている。パラダ・ハラハップは東インドにおけるジャーナリズムを語る

際にも、明確に「オランダ人」(orang Belanda)、「中国人」(orang Tiong Hoa)そして「原住民」(Boemipoe-tera)という区別を用いている⁽¹⁰⁾。これは、「人種」原理にもとづく植民地社会⁽¹¹⁾、それを制御する法秩序を受容したことの証である。

ところが、以上の点を確認したうえで、パラダ・ハラハップは一見自己矛盾を起こしているかのような言葉を『ジャーナリズム』の結語直前に吐いている。

昔から相変らず報道に関する法違反は多数存在してきているが、憎悪 (hatzaaten) 関連の文章は増加するであろう。すなわち、憎悪の事柄あるいは憎悪としての分類、たとえば資本家階級に対する労働者階級の言説である⁽¹²⁾。

一九二〇年代以降の東インドでは、「憎悪」関連の言説は資本家 v s 労働者の対立関係において頻発する、というのである。パラダ・ハラハップが社会における「憎悪」発生の危険性として階級格差、階級闘争を示唆しているのである。これがマルクス主義者スマウンの言葉であるならば不思議ではない。しかし、前述のスマウンの言説を思い起こすと、じつはスマウンは、東インド社会におけるオランダ人と原住民とのあいだの人種格差、人種差別の構造を問題にしていた。そして人種の相異が持てる者と持たざる者との経済格差をもたらし、民衆は貧困にあえいでいる、としていた。ところが、先に引用したパラダ・ハラハップの一文では、人種間格差には言及がなく、「憎悪」発生要因を社会における階級格差に求めている。この点は、かれの考える新しいジャーナリズム、新聞のあり方、ならびにかれの独特な立場に深く関連している。

パラダ・ハラハップは、『ジャーナリズム』のなかで、新しい新聞と読者層開拓の必要性、必然性を強調している。読者層については、都市中間層がかならずしも機関紙に高い関心を示してはいない点を指摘したうえで、中立性を保つ新聞に対する新たな需要の存在を明示している。この新たな新聞市場にパラダ・ハラハップは参入してゆくことを狙っていた。「新聞には市場 (pasar) があり、需要 (keperluan) がある⁽¹³⁾」ために、すでに「新

聞は商品となっており」(pers diadi perdagangan)⁽⁴⁴⁾、そうした存在としての新聞の可能性、商業性にパラダ・ハラハップはいち早く目をつけていたのである。法律を犯さないことは(植民地)社会生活の基本であり、そのかぎりにおいては新聞業ほど儲かる商売はない、とかれは確信していた。⁽⁴⁵⁾

ここで想起すべきは、パラダ・ハラハップは、スマウンラ運動指導者らとは異なり、新聞編集者であり新聞発行に直接関与するだけではなく、新聞社を経営する経営者であったという事実である。このため、「憎悪」をめぐる言説において、階級格差を気にせざるを得ない立場に自分がおかれていたといえる。また、その意味で、パラダ・ハラハップはたんなるジャーナリストではなかった。かれは新聞業という事業を起こし、成功させることに専心していた。「インドネシアには五千万人ものマレー語人口があり、そのうちすでに一割は読むことができる⁽⁴⁶⁾」という一文に象徴されるように、パラダ・ハラハップは新聞の商品としての潜在的可能性に着目し、商品としての新聞をいかにとおくの消費者、つまり都市中間層に代表される潜在的マレー語読者の開拓するかをつねに考えていた。

さらに、『ジャーナリズム』では、新興事業としての新聞業、その事業としての確実性、収益性が具体的に描写されている。

東インドで新聞業は成功するビジネスであろうか。当然だ、とわたしは考える。

(中略)

新聞業界は重要な産業になっており、他の産業同様多大な利益を獲得することができる。なぜならば、新聞は毎日発行される商品であるからである。新聞購読者は記事を読むだけでなく、広告のためにも金を払う。このように新聞は金のなる木なのである (diadi soemoer oewang)⁽⁴⁷⁾。

「金のなる木」としての新聞の例として、パラダ・ハラハップが一九二六年に開始した『東インドの光』紙を

取り上げてみよう。『東インドの光』社の資本金は七五〇〇〇ギルダー、バタヴィアのみならず、メダンをはじめとする東スマトラ、ボルネオ島にも、販売エイジェントを抱えていた。当時の『東インドの光』紙は東インド最大発行部数を誇る新聞であった。四カ月の購読料が六ギルダーで、発行部数は四五〇〇部から五〇〇〇部程度であったために、一月の純益は一千ギルダーにもほつていた。こうした高収益は従業員への給与にも反映される。編集長の月給は四五〇ギルダー（プラス会社の車）、第一編集員二二五ギルダー、第二編集員一七五ギルダー、第三編集員一二五ギルダー、記者一〇〇ギルダー、そして会計員一七五ギルダーなどとなっている。新聞四ヵ月購読料六ギルダーが都市中間層ならばどうか賄える程度のものであることと比較するならば、月収一〇〇ギルダー以上という新聞関係者の給料は破格の額であったといえる。『東インドの光』社は『東インドの光』紙のほかにも、『東インドの星』、『西ジャワ』(Djawa Barat)、『バスマンダンの光』(Sinar Paserendan)、『プレアンガー通信』(Berita Preanger)という新聞四紙および週刊誌『精神』(Semangat)を発行していた。

まさに「金のなる木」としてパラダ・ハラハップは新聞業を大事に育てていった。スマウンのように新聞を運動の道具、方法として位置づけるのではなく、純粹に商売として捉える「近代的」ジャーナリストが登場した。商売を善なく展開するためには、植民地当局とは協調する必要がある、植民地秩序を受容することが前提となっていた。付表「IPO掲載分筆禍事件関連記事一覧」からも明らかのように、IPO誌上におけるパラダ・ハラハップの筆禍事件関連記事は、一九一九年第四三号に一度登場するだけである。つまり、当局は、スマウン、マス・マルコほどにパラダ・ハラハップのコトバを危険視していなかった。

こうして一九二〇年代半ば頃を境に、民族運動の形式としての新聞が、組織や運動のオルガンから、資本主義的営為となった。それゆえに、憎悪扇動規定が余計効果的に機能したといえる。憎悪扇動規定に抵解しない範囲において隆盛した資本主義的・商業主義的新聞の登場は、一方で、植民地主義体制の浸透を象徴していた。しか

しながら、他方で、そうした新聞は、都市中間層を中心に拡大していた新しい読者とかれらの新しい要求を満たすような紙面構成に変化していった。かれらは、急進的な政治的活動に関心は示しながらも、抑圧的な東インド政府とは対峙するのではなく、みずからのめぐまれた生活環境を保持したいという保守的な階層であった。たとえば、パラダ・ハラハップが生み出した紀行文は、保守的都市中間層の興味に合致するものであり、同時に、東インド内外への関心を喚起するものとなった。⁴⁹ こうしてかれはオランダ植民地秩序を受容したために、インドネシア民族運動史上ではなく、インドネシア新聞史上を代表するジャーナリストとして歴史に名を残すことになった。

五 おわりに

以上をまとめるとつぎのようになる。憎悪扇動規定をめぐりスマウンとパラダ・ハラハップは対照的な言説を残した。憎悪扇動規定が存在し機能している状況下においては、声のコトバ、話コトバ中心のスマウンが過激であるのに対し、文字のコトバ、書きコトバに依拠していたパラダ・ハラハップは保守的であった。スマウンは規定の矛盾をつき、東インド社会における「正義」のあらざる状態を告発した。スマウンの舞台は運動そのものであり、そこは話しコトバの世界であった。語りかける対象は労働者、農民といった民衆であり、東インド政府は批判と嘲笑の対象であった。一方、パラダ・ハラハップは規定のマレー語訳を公開し、解説をつけた。そこにみられた言説は、法により社会秩序は維持されるべきであるという「教科書的」なものであった。パラダ・ハラハップは新聞という書きコトバの世界を舞台とし、また新聞を事業として確立した。想定読者は非政治的な都市中間層であり、東インド政府とは協調姿勢をとった。新聞の機能も変化する。スマウンは新聞を運動のための道具

として認識し、活用していたのに対し、パラダ・ハラハップは新聞を金儲けのための道具として活用した。新聞を事業として展開してゆくには、植民地政府との対決姿勢をとるわけにはゆかず、むしろ協調路線を選択する。こうした対照性ゆえ、スマウンが言説・行動をとおして植民地社会におけるさまざまな「矛盾」、「問題の所在」を明らかにし、それらの改善を求めたのに対して、パラダ・ハラハップは憎悪扇動規定に代表される植民地法秩序をそのものとして受容し、その維持に努めたといえる。パラダ・ハラハップは、法は犯さないかぎりにおいて、共存可能であることを、翻訳、解説をとおして指し示した。それだけではなく、法を犯さない、すなわち法を遵守するという形のセルフセンサーシップの道を拓いたという意味で、原住民側からの植民地秩序創出という機能をもパラダ・ハラハップは体現した。

パラダ・ハラハップは、一九二〇年代半ば頃、東インドにおける新聞業、出版業を新たな産業として原住民の手元に引き寄せた。パラダ・ハラハップは民族主義者であり、同時にきわめて保守的な、営利追及型の新聞社経営者であった。かれがインドネシア新聞史上を代表するジャーナリストとなりえたのは、急進的な民族運動を展開したからではなく、拡大しつつあった原住民読者の興味を引きつける紙面を提供したことに起因する。また、パラダ・ハラハップの開拓した、商業主義的定期刊行物の分野は、一九二〇年代後半から三〇年代にかけてますます隆盛を極めるようになる。とくに、宗教、娯楽、文学、社会、教育関連の定期刊行物は、東インド中で毎年のように新規発行されるほどになった。原住民のマレー語定期刊行物発行数だけを見ても、一九二五年には一五八種類であったが、一九三〇年には二〇三種類、一九四〇年には六四七種類にも増大した。⁽⁵⁰⁾ こうした定期刊行物の隆盛は、出版市場が成長し、読者の受容も多種多様になってきた事実を反映している。そして、この現象は東インド国家の法秩序に抵触しないことが前提となつているために、保守的な生産者と消費者の成長を促すことにも繋がってゆく。一部の急進的民族主義者および共産主義者を除いて、ジャーナリズムの言説は植民地法秩序の枠

内におさまるようになった。一九二六、二七年の共産党蜂起によって倫理政策は終焉を迎えることになっても、活字文化は着実に定着していたのである。

ところが、一方で、一九二〇年代半ば以降、東インド政府の政策決定担当者は、出版物、報道に関する規制の根本的変更をしきりに議論していた。取締強化のターゲットとして措定されていたのは、急進的民族主義的新闻であった。こうして、一九一四年、憎悪扇動規定導入により設定された新聞、出版物を取り巻く環境に、ふたたび変化の兆しが見えはじめてきていた。センサーシップ、セルフ・センサーシップのあり方も変容をきたすようになる。植民地秩序のもと許容されるコトバの範囲はますます狭まってゆく。しかし、本稿で議論してきたように、植民地秩序の浸透にもかかわらず、そのころには資本主義的な活字文化が定着しており、これが一九三〇年代におけるインドネシア・ナショナリズムの新たな展開を用意するようになる。⁽⁵¹⁾

註

- (1) Engelbrecht (1917), p. 1090.
- (2) 「運動の時代」に「de」は Shiraiishi (1990)。
- (3) Harahap (1924), p. 49.
- (4) 憎悪扇動規定とは、強いていえば、日本の刑法規定では教唆扇動規定にあたるものである。しかし、本稿では「憎悪」(hat zaat)の意味を残すためにも、「憎悪扇動規定」を一貫して用いる。また、憎悪扇動規定のなかに筆禍罪に関する規定も含まれるため、本稿では両者はほぼ同義として扱う。日本の刑法規定については、同僚の太田達也氏からのご教示による。
- (5) Shiraiishi (1990) 以外にも、たとえば McVey (1965) ; Oey (1971) ; Maier (1990) .
- (6) 筆禍事件自体を取り扱った研究としては、de Moor (1987) .
- (7) Shiraiishi (1990), pp. 81-85 ; Soebagio (1981), pp. 1-6. 同年、オランダ人著者に対しても筆禍事件が発生し

- つらゝ。 de Moor (1987).
- (8) バライ・プスタカ発行のIPOでは、原住民発行紙を「急進的」、「民族主義的」などと分類していた。本稿でもその分類に則っている。
- (9) IPOの性格と政治的役割については、Yamamoto (1995)。
- (10) なお、憎悪扇動規定の具体的な執行過程、筆禍事件とIPOの関連性については、東インド国家の対原住民新聞認識の変遷を考察する別稿を用意している。関連した議論については、Yamamoto (1995) を参照。
- (11) バライ・プスタカについてはとりあえず、*ibid.*
- (12) スマウンの経歴はつきに依拠している。McVey (1965) ; Shirashi (1990) ; Moehkardi (1971)。
- (13) タン・マラカ (1979) 第三章。
- (14) Semaoen (1920)。
- (15) Semaoen (1919)。スマウンがこの件のために最初に訊問を受けたのは、一九一九年三月一二日であった。この訊問の様子については、はやくも三月一五日付の『東インドの光』紙上に「スマウンの筆禍事件」(“Pensdelict Semaoen”)という記事が掲載された。三月二九日には、この模様をまとめた小冊子『スマウンの筆禍事件』が出版された。実際にスマウンが投獄されたのは、七月二四日から十一月二日までの四カ月弱であった。投獄される当日の『東インドの光』には「また合う日まべ」(“Sampai ketemoe lagi”)が、また出獄に関しては同紙一二月一日付「再会」(“KETEMOE LAGI”)という論文が、スマウン自身の手によって書かれ掲載された。
- (16) Semaoen (1920), p. 1.
- (17) ワヤンについては、松本 (1982)。「聖なる力」は、Anderson (1990) ならびに土屋 (1982) を参照。また、『カディルン物語』の研究として、山本 (1991) ; Yamamoto (1997)。
- (18) 東インド国家法典としてはEngelbrecht (1917) がある。本稿と関連のある刑法典一五四条から一六一条は、同書1090-1091頁を参照。
- (19) Semaoen, (1919), p. 19.
- (20) *Ibid.*, p. 18.
- (21) *Ibid.*, p. 20.

- (22) *Ibid.*, p. 25.
- (23) *Ibid.*, p. 29.
- (24) *Ibid.*, p. 1.
- (25) *Ibid.*, p. 30.
- (26) *Ibid.*, p. 30.
- (27) 運動第一世代を代表する活動家であったマス・マルコは、コトバによる対決、投獄によるサトリオ性の確認という形式をもっとも頻繁に体现した活動家であり、ジャーナリストであった。かれの筆禍事件法廷関連記事は、『マス・マルコの筆禍事件と嘆願書』と題して、一九三二年に刊行されている。Marco (1922).
- (28) パラダ・ハラハップの経歴は、Harahap (1941) ; Soebagjo (1981), pp. 187-194 に拠っている。
- (29) Harahap (1924).
- (30) *Ibid.*, pp. 6-7.
- (31) *Ibid.*, p. 6.
- (32) 代表的な作品として、Gebr. "Lje" Semarang (1925) ; Tabrani (1929) ; Saeroen (1936) ; Rahman (1940) ; Harahap (1941).
- (33) Harahap (1924), pp. 46-49.
- (34) *Ibid.*, pp. 49-52. なお、パラダ・ハラハップは、「解説」ではマレー語表記が主体であるが、特定の単語についてはオランダ語を用いている。
- (35) *Ibid.*, p. 124.
- (36) Harahap (1926).
- (37) ただし、ここでは IPO に掲載された『デリ通信』の翻訳に依拠する。したがって、『デリ通信』自体にあたっていないために、引用はオランダ語訳になってしまい、本来のマレー語表記は定かではない。
- (38) *Pewarta Deli*, (14 April 1919) in *IPO*, No. 44 (1919).
- (39) *Pewarta Deli*, (29 Juni t/m=Juli 1927) in *IPO*, No. 30 (1927).
- (40) Harahap (1924).

- (41) Furnivall (1939) ; van Doorn (1983).
- (42) Harahap (1924), p. 141.
- (43) Harahap (1941), p. 54.
- (44) Harahap (1924), p. 120.
- (45) *Ibid.*, pp. 120-121.
- (46) *Ibid.*, p. 121.
- (47) *Ibid.*, pp. 120-121.
- (48) Harahap (1941), p. 20.
- (49) この点に関しては、当然のことながら、具体的な紙面の内容、読者欄を詳細に検討してゆかなければならない。しかし、本稿では、ポイントを指摘するに留め、具体的な変化については、別稿に譲ることにした。
- (50) 山本 (1995b)。
- (51) この点に関する議論の一端は、Yamamoto (1995 ; 1996) および山本 (1995 ; 1996) を参照。

参照資料

- IPO (Overzicht van de Inlandsche en Maleisch-Chineesche Pers)* (1918-1930)
- Sinar Hindia* (Jan. - Dec. 1919)

引用文献

- Anderson, Benedict (1990) *Language and Power : Exploring Political Cultures in Indonesia*. (Ithaca and London : Cornell University Press)
- Engelbrecht, W. A. (1917) *De Nederlandsch-Indische Wetboeken (Benevens de Grondwet voor het Koninkrijk der Nederlanden, en de belangrijkste in Nederlandsch-Indie geldende wetten, algemeene verordeningen en besluiten, met verrijzing naar de op elk artikel betrekking hebbende Nederlandsch-Indische, Nederlandsche en Fransche Wetbepalingen)*. (Soerabaja : J. M. Chs. Nijland)

- Furnivall, John S. (1939) *Netherlands India : A Study of Plural Economy*. (Cambridge : Cambridge University Press)
- Gebr. "Lie" Semarang (1925) *Pemimpin Journalist dan Drukkerij : Belajar diadi pengarang zonder goeroe dan menentaen dalam pakerdjahan ilmoe perjiakan atawa pengetahuan tentang Drukkerij*. (Semarang : Boekhandel Lie Ping An)
- Harahap, Parada (1924) *Journalistiek : Pers-en Spreekdelichenboek*. (Wetlevreden : Utigeyers Mij. "Bintang Hindia")
- (1926) *Dari Pantai Kepandaai : Perdjalaman Ke-Soematra October-Dec. 1925 dan Maart-April 1926*. (We ltevreden : Utigeyers Maatschappij "Bintang Hindia")
- (1941) *Pers dan Journalistiek*. (Medan : Handel Mij. Indische Drukkerij)
- (1952) *Indonesia Sekarang* (Djakarta : Bulan Bintang)
- Maier, Hendrik (1990) "Forms of Censorship in the Dutch Indies : The Marginalization of Chinese-Malay Literature." *Indonesia : The Special Issue on "The Role of the Indonesian Chinese in Shaping Modern Indonesian Life"*. (Ithaca : Cornell Modern Indonesia Project)
- Marco Kartodikromo (1922) *Persdelict dan Soerat Perlawanan dari Marco Kartodikroma*. (Djokjakarta : Sri Pakoecalaman)
- 松本亮 (1982) 『フナト 義経の生涯』 (藝文図書)
- McVey, Ruth T. (1965) *The Rise of Indonesian Communism*. (Ithaca and London : Cornell University Press)
- Moehkardi (1971) "Umur 14 tahun alm. Dr. Semann sudah anggota Sarekat Indonesia [sic.]," *Intisari* (Okf.)
- de Moor, Jaap (1987) "De affaire-Asymptoot en de haatzaai-artikelen," in Herman Diederiks and Chris Quispel (eds.) *Onderscheid en minderheid : Social-historische opstellen over discriminatie en vooroordeel*. (Hilversum : Verloren)
- Oey Hong Lee (1971) *Indonesian Government and Press during Guided Democracy*. (Inter Documentation Com-

- pany Ag Zug, Switzerland)
- Rahman, D. Chairat (1940) *Memegang Gagang Pena*. (Padang : Boekhandel & Drukkerij "Timoor")
- Saeroen (1936) *Dibelakang Lajar Journalistik Indonesia*. (Batavia-Centrum : Drukkerij Olt & Co.)
- Semaoen (1919) *Persdeltet Semaoen*. (Semarang : Sarikat-Islam Semarang)
- (1920) *Hikajat Kadioen*. (Semarang : Kantoor P.K.I.)
- Shiratshi, Takashi (1990) *An Age in Motion : Popular Radicalism in Java, 1912-1926*. (Ithaca and London : Cornell University Press)
- Soebagijo, I. N. (1981) *Jagat Wartawan Indonesia*. (Jakarta : Gunung Agung)
- Tabrani (1929) *Ons Wapen : De Nationale Indonesische Pers en Hare Organisatie*. (Den Haag : Uitgave van den Schrij-ver)
- タン・マラカ (1979) 『牢獄から牢獄へ——タン・マラカ自伝——』(一卷) (押川典昭訳、鹿野社)
- 土屋健治 (1982) 『インドネシア民族主義研究——タマン・シスワの成立と展開——』(創文社)
- 山本信人 (1991) 『スマウンの『カディルン物語』——初期インドネシア・ナシヨナリズムの政治的言説をめぐって——』
- 三田 ASEAN研究会編 『現代アジアと国際関係』(慶應通信)
- (1995a) 『秩序と安寧』のために——新聞統制令からみた一九三〇年代の蘭領東インド——』『法学研究』六八巻一〇号
- (1995b) 『メタンのロマン・ピチサン——一九三〇年代末インドネシア文化地図と大衆小説をめぐる政治——』『法学研究』六八巻一一号
- Yamamoto Nobuto (1995) "Colonial Surveillance and 'Public Opinion' : The Rise and Decline of the Balai Poestaka's Press Monitoring." *Keio Journal of Politics*, No. 8.
- (1996) "The Rise of 'Roman Pitjisan' and Its Institutional Bases : Cultural Politics in the Late Colonial Indonesia." A paper presented at the 14th Conference, International Association of Historians of Asia, Chulalongkorn University, Bangkok, Thailand, 20-24 May 1996.
- (1997) "Reading and Placing Semaoen's *Hikajat Kadioen* : A Thought on Political Discourse and In-

stitutional Politics in Early Indonesian Nationalism," *Keio Journal of Politics*, No. 9.

van Doorn, J. (1983) *A Divided Society: Segmentation and Mediation in Late-Colonial Indonesia*. (Rotterdam: CASP)

〔謝辞〕本稿作成にあたって、加藤剛氏（京都大学東南アジア研究センター）には草稿全体を通読していただき、貴重なコメントを賜わった。また、本稿は、財団法人櫻田會第一四回（一九九五年度）政治研究助成による研究成果の一部である。

（一九九六年七月脱稿、一九九六年九月改稿）